

(令和8年5月19日公開)

大字下赤坂地内の建築物（モスク）に関する市の対応について

川越市大字下赤坂地内に建築された建築物について、複数の市民の方から個別にお問い合わせをいただいておりますので、情報提供を目的として市の対応状況についてお示しさせていただきます。

(1) 市の対応について

市街化調整区域は、原則として建築物を建築することはできませんので、都市計画法に基づく許可等の手続きが必要となります。当該建築物は、市の許可を受けずに建築されたものであり、市では、かねてから、撤去を最終的な目標として、都市計画法に基づき当該建築物関係者に対して是正に向けた指導を行なって参りました。現在、関係者から当該建築物の撤去に向けた是正計画書が提出され、市においてこれを受理しているところです。

(2) 周辺住民等への事前説明について

市内で開発行為等を行う場合、川越市開発行為等指導要綱に基づき事業者が近隣住民へ説明することを指導しております。当該建築物につきましては、市の許可を受けずに建築された経緯があるため、事前説明の有無について把握しておりません。

(3) 今後の市の対応について

当該関係者から当該建築物の撤去に向けた是正計画書が提出されておりますが、動向を注視しており、状況に応じて具体的な対応を検討するとともに、関係機関とも連携して対応してまいります。